

(報告事項)

葛飾区地域公共交通計画の 策定について

- ① 計画策定の経緯について
- ② 地域交通法に基づく法定協議会への移行について
- ③ 策定スケジュール(案)について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(地域交通法)の改正

- 令和2年の法改正により、地方公共団体の地域公共交通計画作成が努力義務化。
- 令和5年の法改正では、目的規定に「地域の関係者」の「連携と協働」の推進が追加。

葛飾区の取り組み

- 令和元年に策定した「葛飾区公共交通網整備方針」に基づき、わかりやすく利用しやすい公共交通網を目指して施策を実施。

公共交通を取り巻く環境の変化

- 公共交通を取り巻く環境は、社会状況の変化によって大きく変わっている。
(新型コロナウイルスによる移動需要の減少、乗務員不足によるバス路線の減便など)

葛飾区地域公共交通計画の策定

地域の課題を整理し、将来にわたり、利便性・生産性・持続可能性の高い、地域の移動手段を確保するため、令和7年度を目途に「葛飾区地域公共交通計画」を策定する。

地域公共交通とは

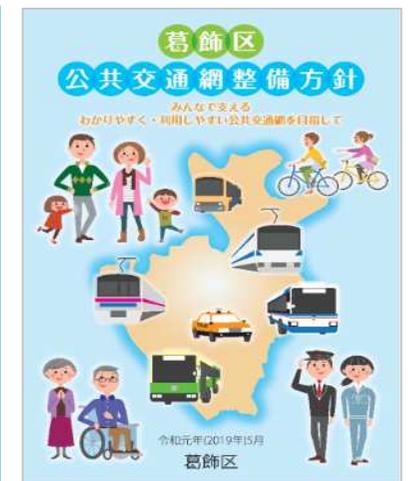
地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(地域交通法)より

地域公共交通計画とは

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープランとしての役割を果たすもので、地方公共団体が、地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会を開催し、交通事業者や地域の関係者等との協議を重ねることで作成していくもの。

国土交通省総合政策局発行「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」より



令和元年5月策定「葛飾区公共交通網整備方針」

葛飾区の取り組み

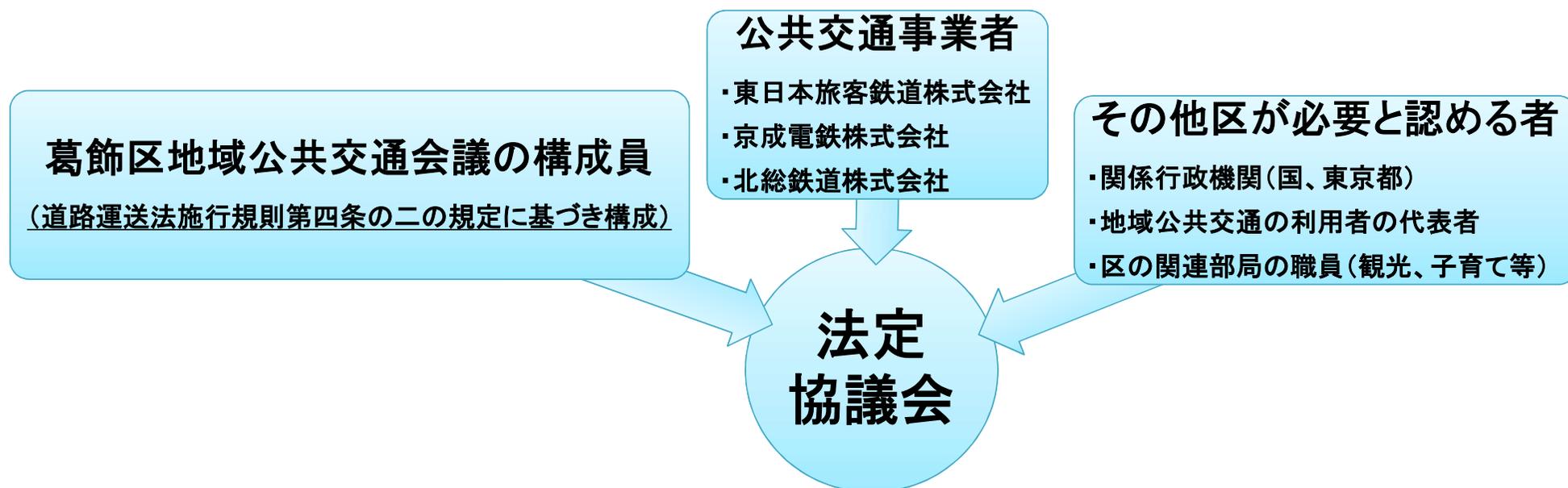
- 令和5年に設置した「葛飾区地域公共交通会議」を通じて、関係機関や交通事業者、区民の代表者などと連携して持続可能な公共交通の実現に取り組んできた。

地域公共交通計画の作成

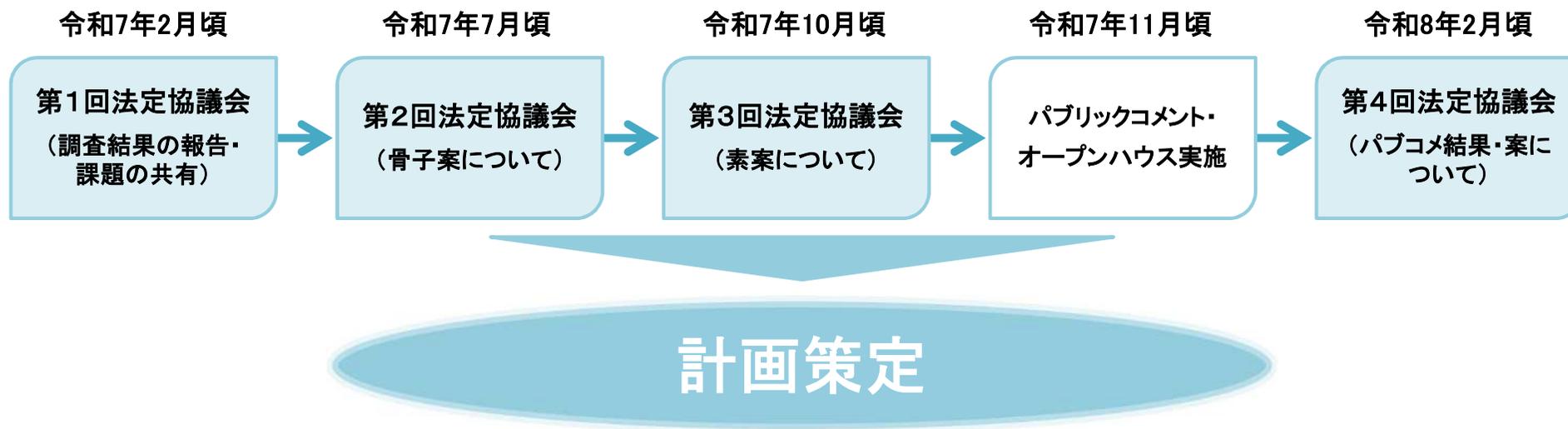
- 地域交通法に基づき設置する「法定協議会」で、交通事業者や地域の関係者などと協議し作成する必要がある、「法定協議会」には、鉄道事業者を含む多様な交通モードの関係者の参加が必要となる。また、国の指針を踏まえ、多様な関係者や関連部局と連携し、地域の移動手段の確保に取り組む必要がある。

葛飾区の取り組みの強化

「葛飾区地域公共交通会議」に、地域交通法第6条の規定に基づき、新たなメンバーを構成員に加えて「法定協議会」を設置予定。「地域公共交通会議」の機能も含む形で開催。



法定協議会開催スケジュールと主な議題（案）



第1回法定協議会に向けて、事前調査を実施

地域及び交通の現状分析	公共交通に関するニーズ調査
<ul style="list-style-type: none"> 地域の現況整理(ビッグデータの集計・分析など) 公共交通の現況整理(運行状況、利用実態など) 上位・関連計画の整理 現方針及びこれまでの実施施策の評価・検証 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者ヒアリング(交通事業者、施設・団体・関係課等) 区民アンケート(郵送・WEB活用) 利用者アンケート(路線バス・タクシー) 民生委員・児童委員アンケート 住民インタビュー(子育て世帯等)